

## よくある質問について

**Q 交付申請書及び申請者名簿をメールで提出したい。**

A 交付申請書は、必ず申請者の方に自署の上、提出していただくこととしておりますので、郵送又は持参してください。なお、申請者名簿はパソコン等で作成していただけますが、個人情報保護の観点から交付申請書とともに郵送又はお持ちいただくようお願いいたします。

交付申請書及び申請者名簿は、愛知県労働局産業人材育成課 Web ページ（※）からダウンロードできます。

（※）愛知県公式 Web サイトより、「組織でさがす」→「県庁の各所属」の「本庁機関の組織表（各部局・行政委員会等）」をクリック→「労働局」→「産業人材育成課」ページ お知らせ欄「2019 年度愛知県複合技能士称揚状の交付申請を受け付けます」

（ URL <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jinzai/fukugou2019.html> ）

**Q 現在愛知県内に居住または愛知県内の事業所に勤務しているが、技能検定は他都道府県で合格した場合、称揚の対象となるか。**

A 現在愛知県内にお住まいである、または愛知県内の事業所にお勤めである方であれば、他都道府県で技能検定試験を合格された場合も称揚の対象となります。

**Q 技能検定合格証書を紛失してしまい、交付申請書に添付できないがどうしたらいいか。**

A 交付申請書には合格証書の写しの添付が必要です。合格証書を紛失された場合は、技能検定に合格された都道府県において再交付を受けていただくことができます。（愛知県で合格された方につきましては、愛知県労働局産業人材育成課技能振興グループ（電話 052-954-6375）までお問い合わせください。なお、合格証書の再交付に当たっては手数料（愛知県収入証紙 2,000 円分）が必要となります。）

※都道府県以外の指定試験機関が実施する技能検定の合格証書の交付（再交付）については、各実施機関へお問合せください。

**Q 複合技能士称揚を受けたら、複合技能士と名乗ることはできるか。**

A この制度は、複数の職種・作業の技能検定合格者を称揚するもので、「複合技能士」という資格を付与するものではありません。複合技能士、又は愛知県複合技能士と呼称（名刺に肩書きとして記載等）することは避けてください。

**Q 複合技能士称揚を受けるために手数料等が必要か。**

A 手数料は必要ありません。

なお、称揚状は、郵送等による交付はしておりません。称揚状をお受け取りいただくため、指定の場所（愛知県庁等）までお越しいただく必要がありますことを予め御承知願います。（代理人による受領は可能です。）

**Q 複合技能士章（メダル）とは何か。**

A 平成 10 年度以前は、称揚状ではなく複合技能士章（メダル）を交付しておりました。また、平成 11 年度から 20 年度までは、称揚者のうち希望される方に社団法人愛知県技能士会連合会（当時）が有償で複合技能士章（メダル）をあっ旋しておりました。なお、諸般の事情により、平成 21 年度から複合技能士章（メダル）は廃止しました。